○性を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則

（平成11年10月7日制定）

改正　平成14年1月15日改正　平成16年9月7日全部改正
平成21年9月7日改正　平成25年2月12日改正
平成27年3月23日改正　平成28年9月7日改正
平成30年2月21日改正　平成30年7月9日改正
2022年3月23日改正　2023年3月6日改正
2024年1月15日改正

（目的）

第1条　この規則は、性を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメント（以下「性を理由とする差別的取扱い等」という。）が基本的人権を侵害する行為であることから、東京弁護士会（以下「本会」という。）の弁護士会員及び外国法事務弁護士特別会員（以下「会員等」と総称する。）による性を理由とする差別的取扱い等を防止し、もって、会員等の良好な業務環境及び本会内の良好な職場環境並びに本会及び会員等の品位と信用を維持確保することを目的とする。

（定義）

第2条　この規則において、「性を理由とする差別的取扱い」とは、会員等の事務所等における活動並びに本会、日本弁護士連合会及び関東弁護士会連合会における会務活動その他の職務に関する一切の活動（以下「弁護士としての活動等」という。）において行われる生物学的又は社会的な性差を理由としてする差別的取扱い（差別的言動を含む。）をいう。

2　この規則において、「セクシュアル・ハラスメント」とは、会員等の弁護士としての活動等において、他人に不快感を与える性的な言動をいう。

3　この規則において、「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。

（性を理由とする差別的取扱い等の禁止等）

第3条　会員等は、弁護士としての活動等において、性を理由とする差別的取扱い等を行ってはならない。

2　会員等は、性を理由とする差別的取扱い等のない良好な業務又は職場環境を整えるよう努めなければならない。

3　会員等は、第9条の担当相談員等又は第10条の2の調査委員会から事情聴取を受け、又は協力を求められたときは、誠実に対応するよう努めるものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第4条　会員等は、性を理由とする差別的取扱い等について、拒否、抗議、第7条に定める苦情相談（以下「苦情相談等」という。）の申出その他の正当な対応をした者に対し、正当な対応をしたことを理由として賃金、任用その他についていかなる不利益な取扱いもしてはならない。苦情相談等の申出に係る調査に協力した者に対しても同様とする。

（指針の策定及び周知）

第5条　会長は、会員等による性を理由とする差別的取扱い等の発生を防止するため、会員等が認識すべき事項等に関する指針を策定し、これを会員等に周知しなければならない。

（差別的取扱い等の防止及び指導等）

第5条の2　会長は、会員等による性を理由とする差別的取扱い等を未然に防止するよう努めなければならない。

2　会長は、必要と認めるときは、会員等への指導その他性を理由とする差別的取扱い等に起因する問題の迅速な処理に当たらなければならない。

（研修）

第6条　会長は、会員等に対する新規登録弁護士研修及び倫理研修を実施する際に、性を理由とする差別的取扱い等の防止に関する事項を含めなければならない。

2　各年度の会長及び副会長は、就任に際し、性を理由とする差別的取扱い等の防止に関する研修を受けなければならない。

（苦情相談等の申出）

第7条　会員等から弁護士としての活動等において性を理由とする差別的な取扱い等を受けた者（会員等、司法修習生、本会の職員、会員等が雇用する職員、依頼者等をいう。）は、次に掲げるいずれかの方法により苦情相談等の申出をすることができる。

(1)　本会が設置するハラスメント相談窓口への申出

(2)　第8条の相談員（以下「相談員」という。）への申出

(3)　第8条の2の外部専門相談員（以下「外部専門相談員」という。）への申出

2　前項第1号及び第2号の規定に基づき苦情相談等の申出があった場合であって、苦情相談等を行うときは、第10条第1項の委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、第8条の相談員名簿（以下「相談員名簿」という。）に基づき、苦情相談等の申出をした者（以下「相談者」という。）の希望を考慮して、担当相談員2名以上を指名する。ただし、委員長は、次に掲げる場合においては、苦情相談等を行わないことができる。

(1)　懲戒手続が申し立てられている事案であることを把握した場合

(2)　懲戒手続に移行することが明らかであると判断した場合

(3)　個別の事件処理に関する相談である等、本制度の目的に沿わない相談である場合

3　委員長は、苦情相談等の実施の要否について、委員会に諮ることができる。この場合において、委員長は、相談者に対しその旨を報告する。

4　第2項の規定により指名された担当相談員は、速やかに苦情相談等を行うものとする。

5　相談者は、担当相談員に公正を妨げるべき事情があると考えるときは、委員長に担当相談員の変更を求めることができる。

6　担当相談員は、苦情相談等の申出について自らが当事者又は関係者であるとき、その他公正を妨げるべき事情があることが判明したときは、当該苦情相談等の担当を回避しなければならない。

7　委員長は、苦情相談等の申出について担当相談員が当事者又は関係者であるとき、その他公正を妨げるべき事情があると判断したときは、当該担当相談員を別の担当相談員に交代させなければならない。

8　相談者は、いつでも苦情相談等の申出の取下げを申し立てることができる。この場合において、所定の方式で取下げの申立てがあったときは、委員長は、当該

苦情相談等を終了させるものとする。

9　相談者は、いつでも苦情相談等の休止を申し立てることができる。この場合において、所定の方式で休止の申立てがあったときは、委員長は、当該苦情相談等を休止させるものとする。

10　前項の場合において、相談者が休止の申立て後6か月経過時までに所定の方式で再開の申立てをしない場合は、当該苦情相談等の申出の取下げをしたものとみなす。

11　委員長は、苦情相談等の開始後に第2項ただし書に規定する事由が生じたときは、当該苦情相談等を終了させることができる。

12　苦情相談等の開始後に相談の対象となった会員等が本会の会員でなくなったときは、当該苦情相談等は終了する。

（情報提供に基づく苦情相談等）

第7条の2　会員等による性を理由とする差別的取扱い等を発見した者は、口頭、文書その他適当な方法により、前条第1項各号に掲げる機関に対し、当該性を理由とする差別的取扱い等を通報することができる。

2　前項の通報を受けた機関は、委員長に報告を行う。委員長は、当該性を理由とする差別的取扱い等を受けたとされる者（会員等、司法修習生、本会の職員、会員等が雇用する職員、依頼者等をいう。以下同じ。）に対して苦情相談等の申出の利用を促すか否かについて委員会に諮るものとし、委員会において利用を促すことを決定した場合は、通報を受けた機関を通じて苦情相談等の申出の意向の有無を確認する。通報を受けた機関は、確認結果を委員長に報告する。

3　前項の規定により当該性を理由とする差別的取扱い等を受けたとされる者から苦情相談等の申出があったときは、前条の規定により相談を行う。

（相談員名簿の作成及び相談員の任期等）

第8条　会長は、次に掲げる構成により相談員を指名して相談員名簿を作成しなければならない。

(1)　東京弁護士会男女共同参画推進本部が推薦する本会の弁護士会員　2名
(2)　性の平等に関する委員会が推薦する本会の弁護士会員　2名
(3)　会員サポート窓口協議会が推薦する本会の弁護士会員　2名
(4)　司法修習委員会が推薦する本会の弁護士会員　1名
(5)　弁護士業務改革委員会が推薦する本会の弁護士会員　1名
(6)　公益通報者保護特別委員会が推薦する本会の弁護士会員　1名
(7)　人権擁護委員会が推薦する本会の弁護士会員　1名
(8)　市民窓口委員会が推薦する本会の弁護士会員　1名
(9)　労働法制特別委員会が推薦する本会の弁護士会員　1名
(10)　会長が指名する本会の弁護士会員　若干名
(11)　会長が指名する本会の職員　若干名

2　相談員の任期は、6月1日から翌年5月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

3　相談員は、任期が終了した場合においても、担当案件が解決するまでは、その職務を行う。

4　会長は、相談員が欠け、又は相談員に事故があり第１項各号で定めた相談員の員数を下回った場合には、その指名により相談員を補充しなければならない。

5　会長は、相談員が相談員として不適切であると判断した場合には、その任期にかかわらず、当該相談員を解任し、代わりの相談員を指名により補充することができる。
6　前項に従い補充した相談員の任期は、前任者の残任期間とする。
（外部専門相談員への苦情相談等）
第8条の2　相談員に対する相談に代えて、相談者は、本会が委託する外部相談窓口において、外部専門相談員に対して、苦情相談等の申出を行うことができる。
（担当相談員及び外部専門相談員の任務）
第9条　担当相談員及び苦情相談等の申出を受けた外部専門相談員（以下「担当相談員等」という。）は、次の各号に定める任務を行う。
(1)　苦情相談等の聴取
(2)　苦情相談等の内容の検討及び分析
(3)　相談結果報告書の作成
2　担当相談員等は、相談の対象となった会員等又は関係者に対する苦情相談等の内容の伝達を相談者が希望した場合であって、伝達することが適切であると判断したときは、苦情相談等の内容の伝達の可否を委員会に諮ることができる。
3　担当相談員等は、前項の規定による委員会の判断に基づき苦情相談等の内容を伝達した場合又は伝達しないこととした場合、その旨を相談者に報告する。
4　担当相談員等は、苦情相談等が終了したときは、第1項第3号の相談結果報告書をもって当該苦情相談等の概要を委員長に報告するものとする。
（苦情相談等の申出方法及び相談員名簿の周知）
第9条の2　会長は、第7条第1項に掲げる苦情相談等の申出方法及び相談員名簿を会員等に周知しなければならない。
（ハラスメント防止委員会）
第10条　会長は、第8条の規定により指名された相談員及び会長が指名する本会の弁護士会員若干名を委員とし、本会に委員全員で構成するハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2　委員の数は、50名以内とする。
3　委員の任期は、6月1日から翌年5月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。
4　委員会は、委員長及び副委員長3名以内を互選により委員から選出する。ただし、委員長及び副委員長のうち1名は、相談員たる委員から選出する。
5　委員会は、本会に担当事務局を置く。
（ハラスメント調査委員会）
第10条の2　次条第1項の規定による申立てがなされた場合、委員長は、第8条第1項の規定により指名された相談員全員で構成するハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
2　調査委員会は、委員長が主宰する。
3　調査委員会の定足数は、全相談員の過半数とする。
4　調査委員会における議決は、出席した相談員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
5　相談員が当事者又は関係者である事案については、当該相談員は、当該事案について議決並びに次条及び第11条の2に規定する調査委員会の調査、任務等に関

与することができない。

（調査委員会の調査等）

第11条　相談者は、苦情相談等を経た後、委員長に対し、所定の方式により調査を申し立てることができる。

2　委員長は、前項の規定による調査の申立てを受けたときは、苦情相談等の内容について調査委員会に調査を行わせる。ただし、第7条第2項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。

3　委員長は、前項の調査の実施の要否について、委員会に諮ることができる。この場合において、委員長は、相談者に対しその旨を報告する。

4　委員長は、調査を行わないこととした場合は、相談者に対しその旨を報告する。

5　委員長は、第2項の調査を行うため、当該事案の担当相談員を除く相談員の中から2名以上の調査担当委員を指名する。

6　第7条第5項から第7項までの規定は、調査担当委員について準用する。

7　第7条第8項から第10項までの規定は、第1項の規定による調査の申立てについて準用する。

8　委員長は、調査開始後に、第7条第2項ただし書に規定する事由が生じたときは、調査を終了することができる。

9　調査開始後に調査の対象となった会員等（以下「対象会員」という。）が本会の会員でなくなったときは、苦情相談等は終了する。

（調査委員会の任務等）

第11条の2　調査担当委員は、相談者、対象会員及び関係者から事情聴取を行う方法等により事実確認その他の調査を行い、調査結果を調査委員会に書面で報告する。

2　調査委員会は、前項の調査結果を踏まえて、性を理由とする差別的取扱い等に該当するか否か、及び対象会員に対して講じるべき措置について議決する。

3　調査委員会は、必要な範囲で相談者に調査結果及び議決内容を報告する。

4　調査委員会は、相談者の承諾を得た場合には、会長に対し調査結果及び議決内容を報告し、次条第1項に規定する措置について提案を行う。この場合において、報告及び提案は、書面によるものとする。

5　調査委員会は、第3項の規定による報告の内容及び前項の承諾の有無を書面で記録する。

6　調査委員会は、議事録を作成し、当該議事録のほか、次に掲げる書面を編綴するものとする。

(1)　第9条第1項第3号の相談結果報告書

(2)　前条第1項の書面

(3)　第4項の書面

(4)　前項の書面

（会長による通知、措置等）

第12条　会長は、前条第4項の報告及び提案に基づき、対象会員に対し助言、指導等適切な措置を講じる必要があると認めるときは、対象会員に対して速やかに当該措置を講じなければならない。

2　会長は、前条第4項の報告及び提案を受け、対象会員に措置を講じる必要がない

と認めたときは、何らの措置を講じない旨の決定をし、その旨を対象会員に書面で通知する。

3　会長は、第1項の措置を講じたときは、その内容を相談者に報告する。

4　会長は、第2項の決定を行ったときは、その旨を相談者に報告する。

（相談員及び調査担当委員が留意すべき指針の策定）

第13条　会長は、苦情相談等に当たって相談員及び調査担当委員が留意すべき事項に関する指針を作成し、相談員及び調査担当委員は、苦情相談等への対応に当たっては、指針に沿って、これを行うものとする。

（秘密保持）

第14条　委員、外部専門相談員及び担当事務局は、懲戒手続等正当な理由がある場合のほか、苦情相談等への対応の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。退任後も同様とする。

（記録の保管等）

第15条　委員会は、第11条の2第6項の規定により編綴した記録を、調査終了後5年間保存しなければならない。

2　前項の記録は、調査、懲戒手続等のため会長が必要と判断した場合を除き、閲覧及び謄写をすることができない。

（副会長及び副委員長の代行）

第16条　会長が当事者又は関係者である事案については、この規則に定める会長の権限は、副会長があらかじめ定めた順序によりこれを代行する。

2　委員長が当事者又は関係者である事案については、この規則に定める委員長の権限は、委員会の副委員長があらかじめ定めた順序によりこれを代行する。

（委員会の活動内容等）

第17条　委員会は、この規則による苦情相談制度の運営管理（苦情相談制度及び相談員名簿の周知を含む。）並びに性を理由とする差別的取扱い等の防止に関する研修及び企画を行う。

2　委員会は、第9条第1項第3号の相談結果報告書に基づき、毎年1回統計情報を作成し、会長に対して書面により報告する。

3　前2項に規定する事項を行うため、委員会を3か月に1回程度開催するものとする。ただし、委員会の決議により開催頻度を変更することができる。

（細則）

第18条　この規則を実施するために必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附　則

第1条　この規則は、平成11年10月7日から施行する。

附　則（平成14年1月15日改正）

第1条（改正）の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成14年4月1日から施行する。

附　則（平成16年9月7日全部改正）

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（平成16年9月17日）から施行する。

附　則(平成21年9月7日改正)

題名、第1条から第7条まで及び第12条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成21年9月17日)から施行する。

附　則(平成25年2月12日改正)

第1条、第3条及び第7条第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成25年2月14日)から施行する。

附　則(平成27年3月23日改正)

第1条、第3条、第5条第1項及び第3項、第6条第1項、第7条第1項、第9条第1項第3号並びに第12条第1項及び第3項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示し、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成26年法律第29号）の施行の日から施行する。

附　則(平成28年9月7日改正)

第8条第1項第2号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示し、平成28年11月1日から施行する。

附　則(平成30年2月21日改正)

題名、第1条、第2条、第3条(見出しを含む。)、第4条から第7条まで、第8条の見出し、同条第1項、第4項及び第5項、第8条の2(新設)、第9条(見出しを含む。)、第10条第1項、第3項、第4項及び第6項から第8項まで、第11条、第12条、第13条(見出しを含む。)、第14条、第15条並びに第17条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成30年6月1日)から施行する。

附　則(平成30年7月9日改正)

第9条第1項第4号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示した日から施行し、平成30年6月1日から適用する。

附　則(2022年3月23日改正)

第1条、第2条第1項及び第2項、第3条から第7条の2まで、第8条第1項、第2項及び第5項、第8条の2から第11条まで、第12条の見出し、同条第2項及び第3項、第13条から第15条まで、第16条の見出し、同条第2項（新設）並びに第17条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（2022年4月14日）から施行する。

附　則(2023年3月6日改正)

第1条、第2条第1項及び第2項、第3条第1項、第7条第1項、第7条の2第2項、第9条第1項、第10条から第12条まで、第14条、第15条並びに第17条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（2023年3月16日）から施行する。

附　則(2024年1月15日改正)

第2条第1項及び第2項、第3条の見出し及び同条第3項（新設）、第4条、第7条、第7条の2第2項、第8条第5項、第9条第2項から第4項まで、第10条第2項、第10条の2

第5項、第11条から第12条まで並びに第15条の見出し及び同条第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（2024年2月15日）から施行する。